

Bluetooth 内蔵家電の該非判定

1. このやりとりは何だ？

下記は『CISTEC ジャーナル』2017年3月号の＜輸出管理 Q&A＞の抜粋です。

何をいまさら「該非判定を不要としてもいいか？」に「輸出する品目はすべて該非判定をしなければ」なのかと訝った読者が多いのではないのでしょうか？（私など、最初、質問者は酔っばらっているのか、と思ったほどです）

Question3

家電製品に Bluetooth の通信機能を有するものがありますが、その家電製品は非該当であることが推定できます。こうした家電製品は、そのほとんどが Bluetooth の機能部品を使用することで通信機能を実現していることから、Bluetooth の機能部品が分離しがたいか又は主要な要素でない場合は、その機能部品を使用した家電製品自体の該非判定を不要としてもいいのでしょうか？

Answer3

いいえ、輸出する品目はすべて該非判定をしなければなりません。家電製品が、暗号機能のある Bluetooth 通信機能を有しているのであれば、その家電製品自体が暗号装置です。したがって家電製品自体を暗号装置として該非判定をする必要があります。

しかしつらつら考えるに、それではあまりにバカすぎる。「家電なら判定サボっていいですか？」なんて、わざわざ質問する価値があるとは思われぬから。もしかすると質問者は、単に聞きたいことを整理できぬまま相談窓口に来てしまったのかもしれない。そして回答者も「ヘンだぞ」と感じつつ調子を合わせて上っ面の返事をしてしまったのではないか？

というわけで、今回は私の「心眼」に映った質問の「真意」を掘り起こして、思ったままを書いてみます。しばしお付き合いのほど願います。

2. Bluetooth 内蔵の場合に聞きたいこと

それはもう「10%ルール」が使えるかどうかでしょう。

回答者も述べているように、暗号機能が内部にあれば装置全体として暗号装置の扱いになる。これは通信セキュリティの『ガイドンス』でも昔から解説している、いわば常識です。しかし内蔵の暗号機能品が「10%ルール」適用可能な場合、その暗号機能をリスト規制非該当と言いたくありませんか？ おそらく質問者の意図はそこにあるのでしょうか。すなわち「判定省略いいですか？」は「暗号機能について」の質問だったのだと私は考えます。

（それなら「まあもつともな質問」と言えそうな気がします）

3. 私の怪説

ポイントは、「内蔵された暗号機能品（暗号部品）」と「装置全体」の二本立てで考える必要があるということです。

もうお分かりだと思います。その暗号部品の価格比重が低ければ「10%ルール」が使える。その暗号部品について「単独での輸出」のときのような詳細判定を省略できる。^{*}しかし「装置全体」としての「暗号装置の判定」は残る、というわけです。

しかし「あーあ、それじゃ御利益ゼロだ」と嘆くことはありません。「装置全体」の判定ならば「副次的暗号装置」の規制除外条項（貨物等省令 8 条九号レ）が使えるようではありませんか！

貨物等省令 8 条九号レ

電子計算機又はその部分品以外のものであって、次の（一）及び（二）に該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。）（次号、第十号及び第十二号において「副次的暗号装置」という。）

（一）当該貨物の有する主たる機能が次のいずれにも該当しないもの

- 1 情報システムのセキュリティ管理
- 2 情報の送信、受信又は記録及び保存（娯楽施設又は装置の有する機能であるもの、商業放送、デジタル著作権管理又は医療用の記録管理のために行われるものを除く。）
- 3 有線若しくは無線回線網による電気通信回線の構築、管理又は運用

（二）当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているもの

一般の家電であれば、大抵この条件を満足することでしょう。とすれば、その家電品、判定を「省略」はできないものの「簡略化」（暗号強度がどうだとか、鍵長が何ビットだとかといった細部に触れる必要なし）は可能だと思います。

蛇足っぽいですが、表にまとめておきましょう。

判定対象	「10%ルール」が使えると
内蔵暗号部品	「省略」可
装置全体	判定自体は必要。その判定では「暗号装置」としての 9 項該非にも触れることになる。但し多くの場合、「副次的暗号装置」の条件を満たすかが焦点に。その結果「簡略化」可能になる。

^{*} ホントに暗号部品に 10%ルールが使えるのか、不安に感ずる方のために補足します。

「副次的暗号装置」は必ず暗号部品を内蔵しています。もし 10%ルールが使えないとすれば、その暗号部品を単独で輸出するのと同じ前提で該非判定しなければなりませんから、たとえ「副次的」条項の適用により「装置全体としては規制非該当」であったとしても、「規制該当暗号部品の単独輸出」と同じ扱いを受ける結果（輸出令 4 条特例が使えない限り）要大臣許可になってしまいます。すなわち「副次的暗号装置」の規制除外規定が空文化してしまうのです。